

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求について

令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（令和6年1月1日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載する。

* 窓口での確認事項

- ①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、
- ④加入している医療保険者（被用者保険：事業所名、国民健康保険：住所または組合名、後期高齢者医療：住所）

保険者を特定した場合

保険者番号を診療報酬明細書の所定の欄に記載

記号・番号が確認できた場合

当該記号・番号を記載

記号・番号が確認できない場合

明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載

電子レセプトの場合

- 被保険者証の「保険者番号」を記録
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「99999999（9桁）」を記録
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、連絡先(患者に確認している場合)を記録

保険者を特定できない場合

住所又は事業所名、連絡先(患者に確認している場合)について、明細書の欄外上部に記載
(支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出)

国民健康保険の被保険者
国民健康保険組合の被保険者
後期高齢者医療の被保険者

国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成

国民健康保険団体連合会（国保連）に請求

電子レセプトの場合

- 「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合
 - ・ 「記号」は記録しない
 - ・ 「番号」は「99999999（9桁）」を記録
 - ・ 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、連絡先(患者に確認している場合)を記録

被用者保険の被保険者等

診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載

社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に請求

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における 一部負担金等の取扱いについて

令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（令和6年1月1日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）
令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（令和6年1月11日付け事務連絡、厚生労働省保健局保健課ほか）

以下の対象者は、令和6年4月末までの調剤分に対し、一部負担金等の支払いが免除されます。
(期間は今後の状況によって延長される可能性があります。)

対象者の要件(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下の被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1の市町村の国民健康保険法の被保険者(市町村国保の被保険者)
- ② 別紙1の後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2の健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをしたものであること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

対象の市町村国保・後期高齢者医療広域連合、被用者保険・国保組合は、厚生労働省HPにて確認する。(対象は随時更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37331.html

保険薬局における確認

- ① 住所が適用対象地域の市町村であること
- ② 患者の申し立ての内容→**調剤録等に簡潔に記録する**

患者に対し、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を周知する

患者負担分を含めて**10割**を審査支払基金等へ請求する

* 令和6年4月末までの調剤分については、紙レセプトを原則とせず、通常と同様の形式(電子レセプトまたは紙レセプト)による請求とする

レセプト請求方法

- ・ 当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。
- ・ 減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載する
- ・ 同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出する
- ・ 同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で**災2**と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する